

## 青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画（素案）

## 1. 計画の策定にあたって

本県田子町と岩手県二戸市にまたがる青森・岩手県境不法投棄事案について、本県は現場の原状回復に当たって、馬淵川水系の環境保全のため汚染拡散の防止を最優先とし、廃棄物及び汚染土壌は全量撤去を基本とする原状回復方針を決定した。

現在、この原状回復方針を基に、産廃特措法の期限である平成24年度までの原状回復事業完了に向けて、計画的に撤去作業を進めており、今後、標高の高いエリアから、順次、廃棄物の撤去が完了し、地山が露出してくる見込みである。

このため、撤去作業と併行して跡地の取扱い方策を検討し、その内容を踏まえ、原状回復事業を効率的に進めるとともに、汚染がないことが確認された地山について跡地に関する事業が円滑に実施されるよう、全体の事業を一体で捉え進めていくことが重要である。

また、本事案は、全国的にも重要な問題となっている不法投棄を考える上で多くの課題を提供し、その解決に向けて広く関係者の努力が重ねられ、貴重な教訓、経験、知恵、技術が蓄積されてきた。

これらを踏まえ、現場の原状回復後の跡地の取扱い方策等について、「青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画」として策定するものである。

## 2. 計画の位置付け等

(1) 本県の原状回復方針を踏まえ策定した「廃棄物本格撤去計画書」では、「恵み豊かな大地と良好な自然環境を次代に引き継ぐことができるよう、不法投棄廃棄物の撤去完了後における環境再生を目指す」こととされており、本計画は、県の自主的な取り組みとして、この環境再生の基本的な施策を定めるものである。

(2) 施策の事業化にあたっては、その詳細を別途、検討するものとする。

### 3. 施策内容

「県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会」において整理された環境再生の方向性、(①市民参加による自然(森林)再生、②地域振興、③教訓等の継承・発信(教育・文化活動))を踏まえ、現場跡地の取扱い方策や経験等の情報発信について、以下のとおり取り組むものとする。

#### (1) 自然再生

現場跡地については、健全に保たれた環境を次世代に引き継ぐことを目的に、植林による森林域を創出するものとする。

植林にあたっては、環境再生の取り組み等のメッセージ発信を効果的に行うため、市民参加の手法で進めることとし、民間企業との連携方策等についても検討する。

#### (2) 跡地の活用

現場跡地については、植林による森林整備のほか、その有効活用について検討する。

検討にあたっては、何らかの付加価値を与えていく視点とともに、地域社会のニーズや現場の自然条件・地理的条件・インフラ条件、県財政の状況等を総合的に踏まえて、庁内において部局横断的に行う。

県以外の実施主体において跡地を有効活用する具体的事業(ハード、ソフト)の検討がなされる場合には、総合的な地域づくりの視点から、その内容に応じた現場内の適地を提供する。

### (3) 情報発信

#### ①青森・岩手県境不法投棄事案アーカイブの整備・公開

全国・次世代に向けて、本事案に関する継続的・効果的・効率的な情報発信が可能な方策として、青森・岩手県境不法投棄事案アーカイブを整備・公開する。

アーカイブは、原状回復の記録や環境再生の取り組み、全国の関連事案・研究成果等を内容に整備する。

#### ②資料展示・公開

本事案に対する理解を深めてもらう場として、浸出水処理施設を活用した本事案関係資料の展示・公開を行う（活用期間は、原状回復事業終了後の施設稼働期間とし、施設内の空きスペースを活用する）。

施設の稼働終了に伴う施設解体撤去後は、現場に簡単な展示機能を有するモニュメントを整備する。